

金沢空き家リフォーム費補助金交付要綱取扱要領

(平成28年3月23日決裁)

改正 平成29年3月24日決裁

平成31年3月22日決裁

令和3年3月19日決裁

令和6年9月24日決裁

(通則)

第1条 この要領は、金沢空き家リフォーム費補助金交付要綱（平成28年3月23日決裁。以下「要綱」という。）の規定による補助金の交付に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(耐震改修工事等に係る計画の認定申請の期限)

第2条 要綱第3条第4号に規定する耐震改修工事等を行う場合における計画の認定の申請の期限は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断に係る計画の認定の申請 空き家等に係る売買契約を締結した日から3か月以内
- (2) 耐震改修工事に係る計画の認定の申請 空き家等に係る売買契約を締結した日から1年3か月以内

(内部改修工事の範囲)

第3条 要綱第2条第8号に規定する内部改修工事には、照明機器、冷暖房機器等の購入及び設置の工事は含まない。

(空き家の範囲)

第4条 要綱第3条第3号に規定する空き家は、かなざわ空き家活用バンク登録の日の翌日以降に売買契約が締結されたものとする。

(代理受領)

第5条 補助金の受領を申請者以外の者が行う場合は、要綱第10条に規定する空き家リフォーム費補助金交付申請書に代理受領に係る委任状（様式第1号）を添付しなければならない。

(町会加入証明書)

第6条 空き家リフォーム事業者は、補助事業が完了したときは、要綱第10条に規定する

空き家リフォーム費補助金交付申請書に町会加入証明書（様式第2号）を添付しなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和8年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに要綱第10条の規定による報告がなされたものについては、なおその効力を有する。

附 則（平成29年3月24日決裁）

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市郊外部移住者空き家活用促進事業費補助金交付要綱取扱要領の規定は、平成29年4月1日以後に行う金沢市郊外部移住者空き家活用促進事業費補助金交付要綱（平成28年3月23日決裁）第5条第1項の規定に基づく申請に係る補助金について適用し、同日前に行った同項の規定に基づく申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月22日決裁）

- 1 この要領は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後のようこそ金沢空き家リフォーム費補助金交付要綱取扱要領の規定は、平成31年10月1日以後に行うようこそ金沢空き家リフォーム費補助金交付要綱（平成28年3月23日決裁）第5条第1項の規定に基づく申請に係る補助金について適用し、同日前に行った同項の規定に基づく申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月19日決裁）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年9月24日決裁）

- 1 この要領は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢空き家リフォーム費補助金交付要綱取扱要領の規定は、令和6年10月1日以後に行う金沢空き家リフォーム費補助金交付要綱（平成28年3月23日決裁）第5条第1項の規定に基づく申請に係る補助金について適用し、同日前に行った同項の規定に基づく申請に係る補助金については、なお従前の例による。

代理受領に係る委任状

年 月 日

（宛先）金沢市長

申請者 住 所

氏 名

（署名又は記名押印）

年 月 日付け 第 号で認定の通知を受けた計画に係る補助金の受領について、下記のとおり委任します。

記

事業区分	<input type="checkbox"/> 耐震診断 <input type="checkbox"/> 耐震設計 <input type="checkbox"/> 耐震改修工事 <input type="checkbox"/> 内部改修工事
対象建築物の所在地	金沢市
補助金交付申請予定額	金 円

備考

- ・該当する□の中にレ印を付けてください。
- ・上記事業区分にて複数該当する場合は、事業ごとに代理受領に係る委任状が必要です。

上記の計画において、補助金の受領の委任を受けることを承諾します。

事業者 住 所

氏 名

（署名又は記名押印）

様式第2号（第6条関係）

町会加入証明書

次の者が町会に加入したことを証明します。

住 所 _____

氏 名 _____

年 月 日

（宛先）金沢市長

町 会 名 _____

町 会 長 _____

（署名又は記名押印）